

# 松江商工会議所会員の皆様へ

# だんだん 共済



災害保障特約付福祉団体定期保険+松江商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・助成金制度)

## 《割安な掛金で幅広い保障》

死亡保障は最高1,500万円(Dコースの場合)  
入院給付金は最高1日11,250円  
(Dコースの場合)

## ～付帯給付として～

- ◎見舞金が最高10万円(Dコースの場合)
- ◎結婚祝金・出産祝金・成人祝金があります
- ◎育児介護助成金は3万円

## 制度の特色

- ◎多数の方がまとまって加入することにより「規模の利益」が得られ、割安な掛金で幅広い保障があり、ご家族にとっても安心です。
- ◎病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障害も保障します。
- ◎医師の診査なしでご加入いただけます。
- ◎1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余金が生じたときは、配当金としてお返しします。
- ◎掛金は損金または必要経費に算入できます。
  - ・法人が従業員のために負担した掛金は、役員分も含めて全額損金に算入できます。(法基通9-3-5)
  - ・個人事業所の場合、従業員分の掛金は全額必要経費に計上でき、個人事業主ご自身の掛金は、制度運営費・配当金を除いた額が生命保険料控除の対象となります。(直審3-8)(所得税法第76条)(地方税法第34条・第314条の2)
  - ・記載の税務についてのお取扱いは、平成22年6月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。
- ◎松江商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・助成金制度)があります。

## 【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用場合があります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

## 【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

# だんぱん 共済の内容

## ★ 災害保障特約付福祉団体定期保険

給付内容		給付金額	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
災害保障特約付福祉団体定期保険	不慮の事故により	死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円
		所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+障害給付金（10割）＞	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円
		所定の身体障害状態（〔別表〕第2級～第6級）になられたとき（通算10割限度） ＜障害給付金＞	210万円～ 30万円	315万円～ 45万円	420万円～ 60万円	525万円～ 75万円
		5日以上入院されたとき（同一の不慮の事故について通算120日限度） ＜入院給付金＞	1日につき 4,500円	1日につき 6,750円	1日につき 9,000円	1日につき 11,250円
	死亡または加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態（〔別表〕第1級）のいずれかになられたとき ＜死亡・高度障害保険金＞	300万円	450万円	600万円	750万円	

（注）・保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

- ・災害保険金、障害給付金、入院給付金は保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- ・災害保険金は所定の感染症により死亡された場合にもお支払いします。
- ・障害給付金は〔別表〕障害給付割合表に定めるいずれかの身体障害に該当された場合に所定の給付割合でお支払いします。

## 松江商工会議所独自の給付制度

### ■見舞金制度

給付内容		給付金額	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
通院見舞金 （災害に限る。年1回限度）	5～30日・一律		20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	31日以上・一律		40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
入院見舞金 （病気に限る。年1回限度）	5～30日・一律		10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
	31～60日・一律		20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	61日以上・一律		40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
交通災害見舞金	交通事故に 遭われた際		10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

### ■祝金・助成金制度

給付内容		給付金額	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
結婚祝金			5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
出産祝金 （配偶者も含む）			5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
成人祝金			5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
育児介護助成金 （通算3ヵ月以上の休暇）			一律 30,000円			

祝金は1年以上の加入が条件です。

※松江商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

※詳細は、「見舞金・祝金・助成金制度」規約にてご確認ください。

## ★ 月額掛金

（単位：円）

保険年齢	Aコース		Bコース		Cコース		Dコース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～35歳	1,376	1,205	2,064	1,808	2,752	2,410	3,440	3,013
36～40歳	1,487	1,340	2,231	2,011	2,974	2,680	3,718	3,351
41～45歳	1,646	1,421	2,469	2,132	3,292	2,842	4,115	3,553
46～50歳	1,928	1,577	2,892	2,366	3,856	3,154	4,820	3,943
51～55歳	2,369	1,790	3,554	2,686	4,738	3,580	5,923	4,476
56～60歳	2,966	1,967	4,449	2,951	5,932	3,934	7,415	4,918
61～65歳	3,857	2,327						

\*上記掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

\*本保険期間中は、10月1日現在の年齢に応じて決まる掛金が、加入時・更新時から適用されます。

（年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし6ヵ月までのものについては切り捨てます。）

# だんだん 共済の取扱

## 保険期間

保険期間は1年間(平成22年10月1日～平成23年9月30日)で、その後は毎年自動的に更新して継続いたします。また、年度途中でご加入の場合の保険期間は、効力発生日から年度末(平成23年9月30日)までとなりますが、以後は自動的に更新して継続いたします。

## ★ 加入資格・条件

1. 松江商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、平成22年10月1日現在年齢が14歳6か月を超え、65歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超えた方はAコースを加入限度とします。
2. 新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*に限ります。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
  - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上以上の入院をしたことがありますか。
  - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

### 別表

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- \*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは  
加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。  
・ 傷病により公休・休暇等で欠勤している方  
・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限等)
3. 上記1・2の要件を満たす方全員のご加入が必要となります。
  4. 当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- ◎死亡保険金・高度障害保険金が支払われた場合、だんだん共済からは脱退となりますので、その他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。

## 効力発生日(加入日)

毎月20日までにお申込みの場合……………翌々月1日  
毎月21日以降月末までにお申込みの場合……………翌々々月1日

## 掛金のお払込み

この制度の掛金は、すべて初回から取扱金融機関の口座より、毎月20日に自動的に引き去られますので、お手間はいりません。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

(具体例:3月・4月に連続して2ヵ月分の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります)

## 加入・脱退手続き等

加入の申込は所定の加入申込書兼告知書により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合や、金融機関口座の変更などがあった場合は、すみやかに当商工会議所へご連絡ください。(脱退は毎月20日が締切です。)

なお、脱退されてもそれに伴う払戻金等はありません。

## 加入者証の発行

加入者に対しては、「加入者証」を発行します。

## ★ 保険金等の受取人・請求

- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から加入者(被保険者)の同意を得て選択していただいた方とします。
- 保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続きをおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了知を得てご請求ください。
- 見舞金・祝金等の受取人は事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きをおこなってください。

## 配 当 金

1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

### 被保険者(加入者)の皆様へ

福祉団体定期保険は契約者…松江商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、本パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットと加入申込書をあわせてご確認ください。

〔別表〕

# 障害給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

・この制度のすべての給付は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われます。

次の場合、免責または解除となり保険金等はお支払いできませんのでお申込みに際し特にご注意ください。

A. 死亡保険金、高度障害保険金について	B. 災害保険金、障害・入院給付金について
①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者、保険金受取人の故意によるとき ③加入者の故意により高度障害になったとき ④戦争、その他の変乱によるとき ⑤加入の際、保険契約者または加入者が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき	①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき (ただし災害保険金についてのみ) ③加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき

(注) 1. 増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

2. 詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

だんだん共済は、松江商工会議所が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)と当商工会議所独自の給付制度を会員の皆様にご利用いただくものです。だんだん共済は、その運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

〔お問合せ先〕



## 松江商工会議所

〒690-0886 松江市母衣町55-4  
TEL 0852-23-1616 FAX 0852-23-1656

〔福祉団体定期保険引受保険会社〕



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7777 (代表)

〔取扱店〕

## アクサ生命保険株式会社 松江営業所

〒609-0886 松江市母衣町55-4松江商工会議所ビル1F  
TEL 0852-21-3927